

静岡県監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年3月28日

静岡県監査委員 山下和俊
静岡県監査委員 松本早巳
静岡県監査委員 良知淳行
静岡県監査委員 阿部卓也

監査対象機関	監査結果報告年月日
沼津財務事務所	令和6年12月10日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件名 自動車税環境性能割の課税誤り 3 内容 沼津財務事務所は、平成28年4月から自動車税環境性能割の申告書の内容を確認するチェックリストを使用しておらず、申告書の記入誤りにより、2件2,900円の追加徴収、14件196,000円の還付を発生させた。	
【措置の内容】 自動車の取得時に課税される自動車取得税は令和元年9月に廃止となり、翌10月からは自動車税環境性能割が導入され、引き続き自動車の取得時に申告書を基に課税しています。 その課税処理において、県税システムに入力された内容と申告書に相違がないか確認するために、毎月、県税システムから配信される申告書データチェックリストを用いて確認し、修正処理を行いますが、沼津財務事務所自動車税分室の「窓口事務取扱手引」に当該チェックリストに関する記載はなく、平成28年度以降は口頭による引継ぎもされていなかったため、当該チェックリストによるチェック作業が行われないうまま、自動車取得税及び自動車税環境性能割を課税していました。 令和5年11月分の自動車税環境性能割の調定額が申告書の内容と異なる案件が見つかり、その原因調査を行った過程において当該チェックリストによるチェック作業を行っていないことが判明しました。確認作業を行っていなかった平成28年度まで遡り、自動車取得税及び自動車税環境性能割の調定額を精査した結果、適用される税率や減額限度額の誤りが判明したため、令和6年4月に追加徴収や還付対象者に対して電話で謝罪と説明を行い、令和6年6月に追徴課税と還付を完了しました。 今回の事例を受け、他財務事務所自動車税分室の取扱手引を参考に、沼津財務事務所自動車税	

分室の取扱手引に当該チェックリストによるチェック作業を追記し、業務上必要な事項の引継とチェック作業を確実に行うとともに、自動車税室長においては各事務処理の日程を確認し、期日までに確実に処理されているかチェックを行い、再発防止に努めています。

その他、税務課において、毎月県税システムから配信される申告書データチェックリストを含む「エラーリスト」一覧表の作成をしています。令和6年度中に全財務事務所に提供される予定です。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松土木事務所	令和6年12月10日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事の不適切な工期設定</p> <p>3 内 容 浜松土木事務所は、令和5年度に実施した河床掘削工事において、通常必要となる工期を確保せず、施工が極めて困難な期間を工期とする請負契約を締結していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 事案発生の背景</p> <p>河床掘削工事の実施に際し、令和4年台風15号及び令和5年台風2号と連続的に激甚な水災害が発生したことを受け、治水安全度を最大限向上させるための施工箇所の検討に不測の時間を要しました。一方、事業効果の早期発現のためには雨期前の施工が必要であったことから、通常必要とされる144日間より95日少ない、49日間を工期とする請負契約を締結しました。最終的に、予算を令和6年度に繰り越した上、工期を67日延長して116日間とする変更契約を締結し、令和6年5月に工事は完成しました。</p> <p>2 原因</p> <p>担当者が雨期前の工事完成を意識するあまり、施工が極めて困難な工期とすることへの注意がおろそかになってしまったことと、適正工期の確保に係る組織としての確認が不十分だったことが、本事案の主な発生原因です。</p> <p>3 再発防止策</p> <p>令和6年12月に本事案を事務所内で周知し、事業内容にかかわらず「工期を適正に確保した上で発注する」という意識の徹底を図りました。さらに、予算執行時には、チェックリスト及び事務所資格委員会における設定工期の確認を確実に実施することとし、必要に応じて繰越申請に関する本庁所管課との事前協議を行うこととしました。</p> <p>今後も、工期の算出・設定に際して以上の対策を徹底し、適正工期の確保に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富岳館高等学校	令和6年12月10日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 特殊勤務手当等の不正受給</p> <p>3 内 容 富岳館高等学校の教諭は、令和5年4月から令和6年1月までの間、部活動指導の勤務実績がないにもかかわらず、計47日分の週休日等における虚偽の勤務実績及び計5日分の過大な活動時間を申請し、特殊勤務手当138,600円を不正に受給した。</p> <p>また、当該教諭は、令和5年8月及び12月の計4日分について部活動の遠征に行っていないにもかかわらず、旅費9,200円を申請し、不正に受給した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、特殊勤務手当、旅費ともに個人ごとの申請であり、他の教員との実績の突合が困難でした。また、週休日等の部活動指導は、管理職員や他の職員の目が届きにくく、当該教諭が全く業務に従事していなかった訳でないため、不正受給に気付くことが遅れてしまいました。</p> <p>当該教諭が不正受給した旅費は、令和6年3月8日に返納され、特殊勤務手当は令和6年4月23日に返納されました。</p> <p>これを受け、令和6年7月23日に本件を題材として、職場リレー研修を実施しました。また、職員会議において、コンプライアンス通信等を活用して職員のコンプライアンス意識の向上を図っており、令和6年10月28日には、特殊勤務手当について事例等を用いて改めて研修を実施しました。</p> <p>今後は、本件を風化させないため、定期的を実施する職員研修において、職員に対する意識啓発を継続してまいります。</p> <p>また、週休日等の部活動指導は、令和6年度から事前に実施計画を提出させることとし、特殊勤務実績簿と突合を行っております。さらに、特殊勤務実績簿と旅行命令簿等の突合も行っております。勤務実態の確認についても、管理職員や事務職員など複数人で確認を行います。</p> <p>実績に疑義がある場合は、その都度、本人や関係職員に確認を行い、再発防止に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松工業高等学校	令和6年12月10日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 業務委託における不適切な契約事務及び検査の未実施 3 内 容 浜松工業高等学校は、令和5年度に実施した外壁全面打診調査業務委託において、契約書に業務の完了の確認又は検査の時期に関する事項を記載せず、業務の完了を確認するための検査を実施していなかった。	
【措置の内容】 本件は、担当者が委託契約業務に不慣れであり、履行に必要な手続きに関する確認が不足し、契約書への委託契約約款の添付を失念したことにより発生したものです。委託契約約款を添付していなかったため、検査が必要であることを認識していませんでした。また、所属内でのチェック体制が整っていなかったため、誤りに気づくことができなかったものです。 今後、会計書類起票の際は、財務規則等根拠法令、担当課の通知や手引き等を添付し、根拠を明らかにしたうえで、複数の職員が内容を確認することで再発防止に努めます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
知事部局の出先機関（機関名非公表）	令和6年12月10日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査の結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 軽油引取税の課税誤り</p> <p>3 内 容 財務事務所において、令和2年から令和4年までの間、港湾運送事業の軽油引取税の免税適用を誤り、免税要件に該当しない自社業のための荷運送を免税対象とし、軽油151,420リットル、4,860,582円の課税漏れを発生させた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>軽油引取税の免税適用の事務処理において、「地方税法第700条の6の規定に基づく軽油引取税の課税免除について」（平成16年3月29日付け事務連絡税務室専門監通知）の内容を、新規免税軽油使用者証交付申請者等向けの説明資料「軽油引取税免税軽油について」や免税軽油使用者証交付申請書提出時のチェックリストに反映していませんでした。その結果、知識が継承されなかったため、令和元年度に港湾運送事業を営む業者からの申請に対して、本来は免税適用外である自社業のための荷運送も含めたまま、令和2年1月に免税軽油使用者証を交付し、その後半年毎に免税証交付申請がなされる度に免税証を交付していました。</p> <p>令和4年11月の免税軽油使用者証更新申請の際にその誤りに気づき、自社業のための荷運は免税対象ではない旨を指摘したところ、免税の範囲が一部の業務に限定されるため、当該事業者から免税軽油使用者証更新申請・免税証交付申請は取り下げられました。免税軽油対象事業と対象外事業の明確な数量特定は困難でありましたが、明確に免税用途対象外とする部分に限定し、課税対象分として使用数量を算定のうえ、改めて申告納付していただきました。</p> <p>今回の事例を受け、間税担当課及び関係職員に対して改めて周知徹底を図るとともに、他の免税軽油使用者証交付済港湾運送事業者に対して、改めて事業内容と自社業のための荷運送が含まれていないことを確認し、自社業のための荷運送が対象外である旨を周知しました。</p> <p>また、当所で作成している新規免税軽油使用者証交付申請者等向けの説明資料「軽油引取税免税軽油について」及び免税軽油使用者証交付申請書提出時のチェックリストへ上記税務室専門監通知の内容を反映させ、新規免税軽油使用者証申請者や転入職員等に「免税軽油」の説明の際に活用するとともに、経営管理部税務課において内容を反映させた軽油引取税の解説本たる「軽油引取税の解説」を使用した研修等を行い、再発防止に努めています。</p>	